

ごみ袋の特例措置を終了します

中東情勢の影響により、市販の袋で家庭ごみを出せる特例措置を実施していますが、指定ごみ袋が例年と同程度に供給可能となりましたので、特例措置は以下のとおり終了とさせていただきます。

令和8年 10 月 30 日 (金) 収集分で終了

令和8年 11 月 2 日 (月) 収集分から 指定ごみ袋でごみを出してください。

皆様のごみ袋を購入できるよう、引き続き必要以上の購入はお控えください。

ごみ袋の使用量を減らすひと工夫

～ プラスチック系ごみをリサイクルしましょう ～

プラスチック製容器包装（卵パック・食品トレー・菓子袋・チューブ・洗剤詰替袋など）や 20 cm以下のプラスチック素材の製品を、リサイクルステーションで回収しています。

プラスチック類の出し方

- ▶ 汚れは軽く洗ってください。汚れがひどい時は、燃やせるごみに出してください。
 - ▶ プラスチック系ごみをまとめて、透明または半透明の袋に入れてください。
 - ▶ 回収日の午前8時までに「プラスチック製ボトル」の青いコンテナに出してください。
- ※ 農業や事業で使用したものは、産業廃棄物になりますので出せません。



シール・ラベルは
貼ったままで構い
ません



袋はコンテナから
はみ出さないよう
に入れてください



詳しくは、「リサイクル・ごみ・し尿」収集カレンダーをご確認ください。
また、市公式LINEに登録すると、ごみ収集の前日に通知が届いたり、ごみ
分別検索や粗大ごみ回収の申込みができますので登録してご活用ください。

市公式LINE登録QR



【問い合わせ】登米市 市民生活部 環境事業所 クリーンセンター TEL：0225-76-0102